

日本泳法に関する研究（序論）

中森一郎

はじめに

我が国には独自に発展・伝承されてきた泳ぎの文化がある。

この泳ぎの文化は、家元制度や流派形態を持ちながら現在も継承されてきている。これらは、古式泳法・古代泳法・古流泳法・

日本泳法などと呼ばれてきたが、現在、財団法人日本水泳連盟ではこれらの中の十二流派を「日本泳法」として承認している。

日本泳法全体を対象とする代表的な史的研究書としては、石川芳雄著の『日本水泳史』（昭和三五年、米山弘発行）・瀬尾謙一著の『日本泳法流派史話』（昭和四九年、翔雲会発行）・西山松之助著の『家元ものがたり』（昭和三年、産業経済新聞社発行、水泳、pp.45-73 所収）をあげることができる。

現在、各流派自身による研究が進められ、文献・資料の収集・保存もかなり進められてきている。しかし、日本泳法に関する研究書・文献・資料の多くは、流派側から提示された資料や情報のみによるものであったり、いろいろな制約もあって具体的な伝承形態や実態の詳しい調査研究が十分でないなど、未だ日本泳法の研究が十分なされているとは思われない。

本発表では、日本泳法について概略的に紹介とともに、日本泳法を「我が国におけるオヨギの系譜」という視点から報告を行いたい。

I 日本泳法の発祥地及び伝承地

日本泳法十二流派の発祥地は、以下の地域に見られる。

* 関東地域→水府流・水府流太田派・向井流、* 関西地域→觀海流・小池流・能島流・岩倉流、* 四国地域→水任流・神伝流、* 九州地域→山内流・小堀流・神統流

伝承地としては、北は小樽市から南は鹿児島市まで日本全国三五ヶ所以上で見られる。しかし、中には歴史的経緯から伝承の拠点（活動の中心）が発祥地から他へ移つていった流派も見られる。

II 日本泳法の泳法上の特質

日本泳法は、創始された環境やいろいろな必要性からオヨギの技術が創意工夫され発展してきた。その泳法の伝承では、単に水面を泳ぐことだけでなく、潜ること・浮くこと・飛び込むことも含まれ、さらには多様な場面での対処法・水中戦闘技術・操船技術なども泳法に合わせて伝承されている。

泳法上の特質としては以下三点を取りあげておきたい。

①修練の場となつた所→各流派が創始・発祥し修練を重ねてきた場所は、大別して川と海（河口含）に分けられる。

②基本として使用される足使い→各流派の泳法上の基本足は、扇足・蛙足・踏足に大別できる。

③中心となる泳法上の体位→各流派の泳法上の体位として、横体・平体・立体の三体に大別できる。

以上三点の特質から、川で発達した泳法は流れと関わって扇足で横体、海で発達した泳法は波や浮力と関わって蛙足で平体である傾向があるようと思われる。

III 日本泳法の伝承形態上の特質

日本泳法では、我が国における他の伝統文化に見られるような伝承の継承制度や修業の認定方法などを持つている。

伝承上の特質として次の三点を以下に取りあげておきたい。
①最高指導者の名称→家元・宗家・宗師・師範・指南・教授などと称され、このいすれもが「家元」とほぼ同様の機能を持つ代表者または象徴という位置付けの場合も見られる。

②最高指導者の継承制度→血脉継承制(子相伝)・高弟継承制・血脉と高弟混合継承制がある。中には、家元とは称しても、家が必ず血脉世襲制で継承しているとは限らない場合も見られる。

③修業の認定と免状→流派の泳者であることを認める段位試験は、距離を泳ぐ泳力試験を課す或是流派の泳法を演ずる試験を課し、更に精神面での修業の態度等が加味されて能力が認定される。また、段位の認定は、伝書の授与を伴ない、流派によつては称号の允可や伝書に添えて口伝があつたり、奥技(秘伝)の伝授がなされる。これらが、流派の伝播成立を意味している。

IV 「我が国におけるオヨギの系譜」と日本泳法

日本泳法の歴史的経過や発展の土壤について、私見としての「我が国におけるオヨギの系譜」(仮説)から論じてみたい。

①生活としてのオヨギ(護身→生活)
日本古代繩文時代以前で気温・水温共に低い環境下では、誤つて水に落ちるなどの際に手足をバタつかせるような護身からのオヨギに似た行為があつたことが考えられる。温暖傾向にあつた繩文時代では、自らオヨギを行うための行為や動作を行い潜る・浮

く・水上を搔き進むなどの技術まで身につける者が出でたことが考えられる。

貝塚等の調査等から繩文時代後期には潛りの技術を持つ、海人(あま)のような漁撈生活を送っていたと思われる人々があり、『魏志倭人伝』の記録から、海人族として潜りの技術を持ち生活をしていた人々が弥生時代・古墳時代にいたと推測できる。

②戦いのためのオヨギ(生活→武術)

宮本常一著の『海に生きる人びと』に海人が水主となつたこと・鐘ヶ崎の海人が対馬のクジラ漁の羽差になつたこと・海人が多すぎると漁撈での生計が困難であったことなどが記述されている。が、海人→海賊→水軍へと発展したオヨギの可能性を考えさせる。そして、能島流が海賊、向井流が水軍を伝承とする説の可能性を考えさせる。一方、川では川辺生活者によつて川を横切るためのオヨギが発達したことが考えられる。そして、山間出身者の川の戦での武功、神統流の修驗道場で兵法を学び川でのオヨギを会得したことに始まるという、修驗の修練から得たオヨギが考えられる。

このように、海や川で起つてきた生活でのオヨギが戦いのためのオヨギとなり、戦国時代の剣客塚原ト伝が「武士は、心にかけよ、水遊び、しらずは常に不覚あるべし。」と『ト伝百首』において、その修練の必要性を説いている。

また、江戸時代においては、徳川家康・徳川家光・徳川吉宗の各將軍が自ら武士の重要な嗜みとして水泳を奨励している。
③教育に用いられたオヨギ(藩校教育→社会体育→学校水泳→軍事教育)

『日本教育史資料』から藩校における水術を調査した結果、一

○○藩以上の藩で水術が行われた可能性が見いだせた。この中で、水術が開始された年次が判明しているのが一九藩あるが、海防論が高まつた嘉永六年（一八五三）のペリー来航黒船騒動以降に開始したのが一三藩あつた。また、安政三年（一八五六）には幕府設立の講武所でも水泳が元治元年（一八六四）まで講習された。

このように藩校及び講武所で武士の教育として指導された水術であつたが、明治四年（一八七一）廃藩置県によってその水術指導者達は、職を失い自ら生計を立てねばならない必要性が生じた。その結果、明治四年に旧佐倉藩土笛沿用が東京日本橋浜町河岸に向井流水泳場を開設したのをその初めとして、生業としての社会教育的道場が開設されていった。また、藩校での指導には殊に重要視されなかつた流派名が指導上の必要から名乗られ、「武芸流派大事典」に見られる流派名約五〇（異名同流派含）の半数以上も廃藩置県後につけられた流名であろうと考えられる。

明治二四年『小学校教則大綱』で夏季に水泳を随意ながら指導することが示され、流派の指導者による水泳が益々盛んとなつた。同時に、明治二八年日清戦争の勝利によつて「海国日本」とのスローガンの元、富国主義の観点から水泳に対する期待も高まつてきた。更に、明治三一年に水府流太田派教場と横浜アマチャニア・ローリング・クラブとが行つた競泳の対抗で太田派側が勝つた。

このように、水泳が盛んとなつてくると、従来の泳法に独自の考え方を加えたり複数の流派の泳法を合わせるなどして、新流派を称したり創始する者が、明治三十年代前後より登場してきた。大正四年（一九一五）の水上競技における我が国最初の国際遠征、第二回極東オリンピック大会では、日本泳法と近代泳法（クロール）を交ぜた泳法で競泳の勝利を得た。しかし、大正九年（一

九二〇）のアントワープ第七回オリンピック大会の競泳では予選も通過できず、競泳においては日本泳法の権威が失墜し、学校水泳でも近代泳法が導入される等、日本泳法の修業者数が激減していった。

しかしながら、昭和一四年（一九三九）、軍部の要請を受けての厚生省指導「壮丁水泳訓練」昭和一六年の『国民学校令』で水泳が必修となつたことから、日本泳法を修業する者の数が終戦まで一時的に増加する傾向が見られた。

④伝承文化としてのオヨギ（伝承→文化財）

近代泳法の台頭によつてスピードのみを競う競泳からは姿を消さざるを得なかつた日本泳法であつたが、大正一四年（一九二五）日本游泳連盟が設立され、日本泳法による競泳競技と泳法演武を行いうという日本游泳競技大会を翌年より開催した。このことによつて日本泳法は独自の立場を維持し、特に泳法の演武は、伝承泳法として保存する意味を強く求めて行われたようと思われる。

現在、日本泳法流派の多くが、無形文化財の指定を受けてきている。それは、日本泳法がその地方の風土に発生し、その環境条件の中で創意工夫された伝承文化として、その価値が認められ保存が計られることとなつたと考えてよいであろう。

おわりに

日本泳法では、今、自然に帰ろう・発生地に帰ろう・いろいろな形で楽しもうとか新しい方向性が出てきている。しかし、今後の日本泳法のあり方なども含めて多くの解明していくべき問題を持つている。また、同時に、私の研究も、まだまだ究明していくべき課題が残つてゐる。今後も続けて努力していきたい。